

**改正**

平成18年4月25日告示第25号

平成18年11月8日告示第44号

平成20年3月28日告示第19号

平成21年6月30日告示第59号

平成23年3月28日告示第17号

平成24年7月6日告示第48号

平成27年3月31日告示第25号

清須市中心身障害者等自動車ガソリン費用助成金支給に関する要綱

(目的)

**第1条** この事業は、心身障害者等に自動車ガソリン費用助成金（以下「助成金」という。）を支給することにより生活の利便を助長し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

**第2条** この告示において、助成金の支給を受けることができる心身障害者等（以下「心身障害者等」という。）とは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者で、その障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号。以下「施行規則」という。）別表第5号に定める身体障害者障害程度等級表の1級から3級までに該当するもので自己の所有する自動車を自ら運転するもの
- (2) 身体障害者法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者で、その等級が施行規則別表第5号に定める身体障害者障害程度等級表の1級若しくは2級の身体障害者、療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発児童第156号厚生事務次官通知）により愛知県知事から療育手帳の交付を受けている者で、その障害の程度がA若しくはBの知的障害者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、その等級が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項の表の1級若しくは2級の精神障害者であつて、生計を一にする家族又は本人が所有する自動車を病気治療等の通院のために利用するもの（受給資格者）

**第3条** 助成金の支給を受けることができる者（以下「受給資格者」という。）は、本市に居住する在宅の心身障害者等（施設入所者を除く。）で、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき、清須市住民基本台帳に記録されているものとする。ただし、清須市心身障害者等タクシー料金の援助に関する要綱（平成17年清須市告示第72号。以下「タクシー料金助成要綱」という。）に基づき助成を受けている者は、対象外とする。

（認定等）

**第4条** 助成金の支給を受けようとする受給資格者は、その受給資格について、市長の認定を受けなければならない。

2 前項の規定により認定を受けようとする者は、心身障害者等自動車ガソリン費用助成金認定申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。この場合において、受給資格者又はその配偶者若しくは同居する扶養義務者（父、母及び子に限る。以下同じ。）のうち、当該認定に係る申請をする年の1月1日現在において市内に住所を有しないものは、前年（1月から5月までの間に申請をする者は、前々年）の所得に係る市町村民税課税証明書を添付するものとする。

3 年度途中において本事業から清須市心身障害者等タクシー料金の助成事業へ選択し直すことはできないものとする。ただし、年度途中において受給資格者等の心身状態の変化等で、本事業を受けることが困難になった場合は、この限りでない。

（認定書等の交付）

**第5条** 市長は、前条の申請書を受理したときは、速やかに資格要件を審査し、受給資格の適否を決定する。

2 市長は、受給資格の認定をしたときは、心身障害者等自動車ガソリン費用助成金認定証（第2号様式。以下「認定証」という。）を申請者に交付するものとする。

3 市長は、受給資格がないと認めたときは、心身障害者等自動車ガソリン費用助成金却下通知書（第3号様式）を申請者に交付するものとする。

（助成の範囲）

**第6条** 助成金の額は、ガソリン（軽油を含む。）購入費の実支出額の5割とする。ただし、1月につき40リットルを助成対象の限度量とする。

2 前項の規定により算出された額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（助成金の請求）

**第7条** 認定証の交付を受けた受給資格者は、毎月15日以後月末までに前月分のガソリン使用につ

いて、心身障害者等自動車ガソリン費用助成金請求書（第4号様式）に領収書を添えて、市長に請求しなければならない。ただし、特別の事情により各月ごとの請求が困難な者にあつては、前3箇月分までを請求することができる。

（支払期間及び支払期日）

**第8条** 助成金の支給は、第4条の規定による認定を申請した日の属する月分から始め、助成金を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

2 タクシー料金助成要綱第4条第4項ただし書に基づく申請に対する助成金の支給は、前項の規定にかかわらず、認定を申請した日の属する翌月分から始める。ただし、申請した日が月の初日の場合は当該月分からとする。

3 前項の規定に基づく申請による初年度の助成金の支払期間は、当該申請時の心身障害者等タクシー料金助成利用券の残数を10で除した数（端数を除く。）の月数を限度とする。

4 市長は、前条による請求があつたときは、内容を審査し、請求があつた月の翌々月の10日までに支給する。

（支給停止等）

**第9条** 市長は、受給資格者又はその配偶者若しくは受給資格者と同居する扶養義務者の前年（1月から5月までの助成金については、前々年）の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する課税総所得金額が、受給資格者にあつては360万4,000円、その配偶者又は同居の扶養義務者にあつては628万7,000円以上であるときは、その年の8月から翌年の7月までの間、助成金の支給を停止するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成金の支給を停止したときは、心身障害者等自動車ガソリン費用助成金支給停止通知書（第5号様式）を受給資格者に送付するものとする。

3 市長は、助成金の支給停止の事由が消滅したときは、心身障害者等自動車ガソリン費用助成金支給停止解除通知書（第6号様式）を受給資格者に送付するものとする。

（資格喪失の届出）

**第10条** 受給者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、受給者又は保護者は、直ちに心身障害者等自動車ガソリン費用助成金受給資格喪失届（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

（1）死亡したとき。

（2）本市に居住しなくなったとき。

（3）自動車の所有が本人又は家族でなくなったとき。

(4) 第2条第2号に規定する心身障害者が、病気治療等を行わなくなったとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、この告示の規定に該当しなくなったとき。

(助成金の返還)

**第11条** 市長は、受給資格者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金支給の決定を取り消し、又は既に支給した助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により助成金の支給を受けたことが明らかになったとき。

(2) 本告示の規定に違反したとき。

(届出の義務)

**第12条** 受給資格者は、次の各号のいずれかに該当するときは、心身障害者等自動車ガソリン費用助成金受給者変更届（第8号様式）により市長に届け出なければならない。

(1) 住所を変更したとき。

(2) 氏名を変更したとき。

(3) 使用自動車を変更したとき。

(4) 使用自動車の所有者を変更したとき。

(雑則)

**第13条** この告示に定めるもののほか、この告示の施行に必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年7月7日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の西枇杷島町心身障害者自動車ガソリン費用助成金支給に関する要綱（平成17年西枇杷島町要綱第51号）、清洲町心身障害者自動車ガソリン費用助成金支給に関する要綱（平成17年清洲町告示第28号）又は新川町心身障害者自動車ガソリン費用助成金支給に関する要綱（平成17年新川町要綱第5号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

(春日町の編入に伴う経過措置)

3 春日町の編入の日の前日までに、編入前の春日町心身障害者自動車ガソリン費用助成金支給に関する要綱（平成20年春日町告示第50号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年4月25日告示第25号）

この告示は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

**附 則**（平成18年11月8日告示第44号）

この告示は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成20年3月28日告示第19号）

- 1 この告示は、平成20年8月1日から施行する。
- 2 この告示の施行前に購入したガソリン費用の助成については、なお従前の例による。

**附 則**（平成21年6月30日告示第59号）

この告示は、平成21年10月1日から施行する。ただし、第3条及び第6条第1項の改正規定は、同年6月30日から施行する。

**附 則**（平成23年3月28日告示第17号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

**附 則**（平成24年7月6日告示第48号）

この告示は、平成24年7月9日から施行する。

**附 則**（平成27年3月31日告示第25号）

この告示は、平成27年8月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

第2号様式（第5条関係）

第3号様式（第5条関係）

第4号様式（第7条関係）

第5号様式（第9条関係）

第6号様式（第9条関係）

第7号様式（第10条関係）

第8号様式（第12条関係）